

# 動物避難基金設置規定

## 第1条(趣旨)

本規程は、特定非営利活動法人全国動物避難所協会(以下、当法人)が設置する動物避難基金(以下、本基金)の適正な管理・運用のために必要な事項を定める。

## 第2条(目的・用途)

本基金は、定款第5条に定める事業のうち、動物避難基金事業(以下、「本事業」という)において、うちトコ動物避難所マップに登録している民間動物避難所が、災害時に被災動物およびその飼い主である被災者の受入活動を行った際に不足する活動資金を補填するために、支援金の支給を行うことを目的に設置する。

## 第3条(基金の構成)

本基金は、以下の財産を以て構成する

1. 当法人が本基金に組み入れる目的で募集したマンスリーサポーターから受け取った寄付金及びその運用益
2. 寄付者が本基金に組み入れることを指定した寄付財産及びその運用益
3. その他、当法人理事会にて本基金に対し組み入れること決定した財産及びその運用益

## 第4条(区分会計・表示)

本基金は、当法人の貸借対照表及び財産目録では、用途が制約された寄付金として他の資産と明確に区別して表示する。

## 第5条(運用益)

本基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金(当該収入金をもって取得した資産を含む。)は、本基金に組み入れるものとする。

## 第6条(支援対象となる被災動物の定義)

1. 本基金の支援対象となる被災動物は、災害が発生したことで、避難を余儀なくされた飼い主が飼育している動物(動物の愛護及び管理に関する法律に定義される愛護動物)を対象とする。
2. 放浪動物は、行政による収容・管理を原則として対応を行う観点から、本基金の支援対象動物には含めない。

## 第7条(支援金の支給)

1. 本基金では、うちトコ動物避難所マップに登録されている民間動物避難所であって、当法人の正会員である運営事業者からの申請を受けて、本基金の目的を達成するための支援金を支出する。
2. 本支援金は、運営事業者が、民間動物避難所を開設し、被災動物の受入を行った場合、もしくは、被災動物とその飼い主の受入を行った場合に支給を行う。

3. 本支援金は、動物避難所開設のために、開設期間中に支出した費用を対象とし、費用から利用料収入および寄付金収入を差し引いた差額の補填に充てるものとする。
4. 本支援金の上限は、受入を行った被災動物1頭(1匹)／1日あたり、2,000円とし、1頭の被災動物につき最大30日までとする。
5. 本支援金は、運営事業者がうちトコ動物避難所マップに登録している定員数の枠内での収容に対して支給を行い、定員数を超える収容をした場合には支給対象外とする。

#### 第8条(予算)

1. 本支援金の支給は、本基金に積み立てられた現預金から行うものとする。
2. 支給申請の額が、本基金の現預金の額を上回る場合は、理事会での審議の上、前条の本支援金の金額を減額して支給する。

#### 第9条(日常的な交流の推奨)

1. 本支援金の支給を希望する運営事業者は、当法人が実施する民間動物避難所の運営等にかかわる勉強会に、可能な限り参加し、他の民間動物避難所運営者や事務局との日常的な交流を図るよう努めるものとする。

#### 第10条(開設報告・連絡)

1. 本支援金の支給を希望する運営事業者は、動物避難所を開設した場合は、開設後すみやかに、当法人事務局へ開設した旨を報告するように努めるものとする。
2. 当法人事務局は、動物避難所開設の報告を受けた場合は、本支援金の内容について情報提供を行う他、開設の状況や必要な支援を把握するために、適切な頻度で連絡を取るものとする。
3. 運営事業者は、可能な限り、動物避難所を開設している状態を記録に残すために、写真や動画による記録を行うように努めるものとする。

#### 第11条(支給申請)

1. 申請は、うちトコ動物避難所マップに設置する申請フォームより行うものとする。
2. 申請は、動物避難所を開設し、被災動物の受入を行った後に行うものとし、動物避難所開設中も随時申請できるものとする。
3. 申請内容は以下のとおりとする。
  - a. 運営事業者名
  - b. 申請担当者名
  - c. 連絡先(電話番号／メールアドレス)
  - d. 動物避難所開設日
  - e. 動物避難所閉鎖日(閉鎖している場合)
  - f. 申請する期間(●年●月●日～●年●月●日)
  - g. 現在の開設状況
  - h. 対象被災動物数(動物種ごとの数)
  - i. 対象被災動物管理延べ日数
    - i. 延べ日数は、1頭の動物を1泊2日で預かりを行った場合には2日として計算する。
  - j. 申請期間における支出金額
  - k. 申請期間における収入金額(利用料・寄付金)
  - l. 申請金額

m. 振込希望口座

第12条(審査および交付決定)

1. 一次審査(書類審査)
  - a. 一次書類審査では、申請内容に基づいた審査を行う。
  - b. 事務局は、運営事業者からの申請受付後7日以内に、申請があった旨を全理事に通知する。
  - c. 理事は、事務局からの通知後7日以内に、申請内容を確認し、本基金の目的に照らして、支給するに相応しくない理由がある場合には、その旨を他の理事および事務局に通知し、別途審議を行うものとする。支給するに相応しくない理由がない場合には、一次審査通過を承認する旨を他の理事および事務局に通知するものとする。
2. 二次審査(現地調査)
  - a. 二次審査では、次条に規定する現地調査による事実確認を行い、その調査報告内容をもとに審査を行う。
  - b. 事務局は、一次審査通過後30日以内に、適切な調査実施者を選任して、現地調査を実施する。調査実施者は、現地調査終了後速やかに全理事および事務局に調査内容を報告する。
  - c. 理事は、調査の内容の報告を受けた後7日以内に、報告内容を確認し、本基金の目的に照らして、支給するに相応しくない理由がある場合には、その旨を理事および事務局に通知し、審議を行うものとする。支給するに相応しくない理由がない場合には、二次審査の通過を承認する旨を通知するものとする。
3. 交付決定
  - a. 二次審査通過をもって、交付決定とする。
  - b. 事務局は交付決定後、速やかに運営事業者に対し、交付決定通知を行うものとする。

第13条(現地調査)

1. 調査実施者
  - a. 現地調査実施者は、現地調査を行う動物避難所の所在地へのアクセスを勘案した上で、当法人役員もしくは事務局員の中から、理事会が適任者を選任する。
    - i. 将来的に、研修修了者と理事・事務局が一緒に行く。
2. 調査内容
  - a. 現地調査では、運営事業者からの申請内容について事実との相違がないか確認を行う。
  - b. 実施内容については、運営事業者からのヒアリングを行うとともに、避難所開設時の様子がわかる写真や動画の確認を行う。

第14条(交付)

助成金の交付は、交付決定後、速やかに、運営事業者の指定する口座に振込入金により実施する。

第15条(他の支援金等との併用)

本基金では、他の支援金等との併用は妨げない。

#### 第16条(飼育者等からの費用の徴収)

本基金では、運営事業者が、動物避難所を利用する飼い主から、利用料を徴収することを妨げない。

#### 第17条(基金の管理運営)

本規定で定めるもののほか、本基金の管理及び運営に関する事項については、理事会の決議を以て決定する。

#### 第18条(事業年度)

本基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする

#### 附 則

この規程は、令和 5年 1 月 30 日から施行する。(令和 5 年 1 月 30 日 理事会決議)

この規程は、令和 5年 7 月 24 日から施行する。(令和 5 年 7 月 24 日 理事会決議)